

「連帯」の変容

—20世紀フランス福祉国家史試論—

田中拓道

本稿の目的は、現代フランス福祉国家の再編論を歴史的な文脈の中に位置づけ、その思想的課題を明らかにすることにある。これまで、複雑かつ折衷的な制度で知られるフランス福祉国家は、保守主義、自由主義、左派の影響など様々な枠組みから考察されてきた¹。近年の代表的研究者B・パリエは、その特徴をベヴェリッジ型とビスマルク型の折衷と称している²。本稿では、フランス福祉国家の思想基盤を、第三共和政中期の「連帯」の思想に遡る³。そこに内在する個人の「解放」と「排除」という二つの契機を提示した上で（1節）、その制度化の過程を踏まえ、戦後フランス福祉国家の構造的な特徴を指摘する（2節）。その上で、1970年代後半以降の「排除」の顕在化と福祉国家の再編論を、新しい中間集団を組み込んだ「連帯」の再構成への模索の過程と位置づけ、現在の問題状況を探る（3節）。

1 フランス福祉国家の原理—「連帯」の成立

フランス福祉国家の構造は、その成立前史に大きく規定されている⁴。フランス革命期には「生存の権利」「扶助の権利」が宣言されたが、それらが社会権として制度化されるには一世紀以上の期間を要した。

フランス革命初期には、旧体制下の「社団国家」から析出された、私的自律を有する個人の契約から成る新たな秩序像が提唱された。こうした秩序を具体化するために、中間集団をいったん廃止し、国家と個人の二極構造を生み出すことが実際に目指された（1791年ル・シャプリエ法など）。しかし、個人の自律を国家が一元的に保障するという理念は、総裁政府期以降、公権力を制約する原理の不在によって革命中期の専制と秩序の混乱を招いたとして、自由主義者、保守主義者、サン＝シモン主義者など、多くの思想家による批判の対象となっていく。

19世紀以降のフランス政治思想は、身分制や伝統集団からの個人の解放という理念を引き受けつつ、国家と個人の二極構造ではなく、その間にある「社会」という領域を主題とし、様々な中間集団を媒介した「社会の組織化」を構想するという形で展開された。この時期以降、共済組合、協同組合、労働組合、同業組合、パトロナージュ、宗教組織、地域集団、家族など、多様な中間集団を媒介した社会統合のモデルが様々に提起され、それらは20世紀に至るまで競合を繰り返していった。

本稿の主題である「連帯」の思想は、19世紀を通じた「社会問題」に一定の解決を与えるものとして、1890年代に提唱された。それは急進共和派を代表するレオン・ブルジョワや、大学で社会学を唱えたエミール・デュルケムなどに担われ、世紀転換期に社会保険の義務化を正当化する役割を果たした。彼らにおいて「連帯」とは、分業化された個別の役割（職能）を担う個々人の相互依存関係の全体を指す。この思想の特徴は、こうした抽象的な社会関係の把握から出発して、それ以前の思想に見られた自由と強制、法とモラル、国家と中間集団などの諸要素の対立を解消する論理を提供したことにある。

第一に、ブルジョワやデュルケムにとって、個人は社会関係の中でのみ自己の能力を発達させ、自律を獲得する存在とみなされる。デュルケムは言う。「人がよく行うように、規制の権威と個人の自由とを対立させようとするほど誤ったことはない。全く逆に、自由—正しい自由とは、社会によって尊重するべく義務づけられるような自由である—はそれ自体、規制の産物である⁵」。ブルジョワは「リスク」という語を用いて個人と社会の関係を説明している。彼によれば、個人は人生の中で、病気、事故、老齢など、自己の統制を越えた自律を脅かす出来事に遭遇する。他者との相互依存関係にあって、それらは秩序全体を脅かす「リスク」である⁶。「連帯」とは、これらの出来事を社会に内在する集合的「リスク」の偶発と読み替え、それへの補償責任を成員全体が共有することで成り立つ。「社会的リスクへの自発的かつ相互的な保険が成員に同意され、受容されるところにしか、社会生活は存在しない。社会生活の進歩とは、まさにこの相互保険に関わる共通の対象・利益・リスクの範囲によって測られるであろう⁷」。

第二に、「リスク」の「社会化」によって成り立つ「連帯」は、個人と社

会の相互「契約」によって正当化される。ブルジョワはそれを「準契約 (quasi-contrat)」という概念で説明している。それは「もしも平等で自由な条件のもとで交渉したとするなら、両者〔個人と社会〕の間で前もって成立しえたはずの合意にかんする解釈であり、表現である⁸」。「準契約」とは、社会関係の中にある個人が、「リスク」の発現する以前の「平等で自由な条件」という仮想状態へと遡及し、万人の人格的対称性を仮構することで、将来の「リスク」への補償責任を共有し、それに伴う義務を追認することを意味する。「リスク」への集会的補償という「社会権」は、個々人が「リスク」を最小化し、社会秩序の維持・発展に貢献するという「義務」の観念と結びついている。ブルジョワは言う。「私の想定する個人とは、労働する個人であり、労働によって生きるための給与 (salaire) を獲得する個人である⁹」。デュルケームによれば、「有機的連帯」に属する個人の「道徳意識の定言命法」とは次のようなものである。「与えられた機能を有効に充足できる状態に汝を置け¹⁰」。「連帯」に属する個人は、産業社会で与えられた個別の役割を能動的に充足し、社会全体の「進歩」に貢献すること、自助努力によって「リスク」を軽減すること—教育を通じた理性の発達、労働規律・衛生習慣の内面化—を義務として担う。

第三に、分業に基づく職能の相互依存からなる「連帯」は、中間集団の自治を国家が補完するという構造をとる。「連帯」の思想では、同業組合、共済組合、協同組合などの結社の自治が奨励され、国家の役割は、中間集団への加入の奨励と財政援助、個人への公教育に限定される¹¹。デュルケームによれば、「社会問題」への対応は、労働者と使用者から成る同業組合 (corporation) に委ねられる。彼は国家について次のように言う。「国家とは、いわば一般的で単純な作業を行うために作られた鈍い機械である。……労働時間、保健衛生、賃金、保険や救済の事業が問題になる時、善意の人々はどこにおいても同じ困難に直面する¹²」。国家に代わり、労使代表から成る同業組合が労働条件の交渉、職業教育などを担い、保険によって「リスク」を共有する制度主体となる。さらに「デモクラシー」とは、職能代表と国家との「コミュニケーション」として定義される¹³。

以上のように、「連帯」の思想とは、新たに現れた産業社会において、個人と社会の間に擬似「契約」関係に基づく相互義務を想定することで、両者の調和を導こうとするものであった。それは個人—社会関係の抽象的把

握によって、個人を伝統集団（職人組合、パトロナージュ、宗教組織、家父長的家族など）への依存から実質的に解放すると同時に、「社会進歩」を目的とした中間集団と国家との協調関係を想定することで、それ以前の思想を超える社会統合の論理をもたらし、世紀転換期に幅広い勢力に受容された。

しかし、「連帯」の思想が第三共和政中期にコンセンサスを確立できたわけではないことに注意する必要がある。急進共和派に主導された1898年労働災害補償法、1910年労農退職年金法は、いずれも激しい反論の下大幅な妥協を強いられて成立した。国家介入を拒否し、労働者階級の自律を唱えるサンディカリズムは、とりわけ1910年法の定める義務化に激しく抵抗した¹⁴。匿名の個人同士の相互依存ではなく、対面的関係に基づく中間集団内の「共同性」の維持を重視する社会経済学（とりわけ共済組合主義）は、「連帯」の思想を、社会の自発的紐帯を脅かし、国家の無制約な拡大を導くものとして批判した¹⁵。

こうした思想対立は、「連帯」思想の有する両義的性質を表している。ブルジョワやデュルケームが個人の権利よりも義務を強調し、ブルジョワがそれを「準契約」という概念によって正当化しようとしたように、「連帯」の思想は、個人に先立つ社会秩序を前提とし、「社会進歩」という目的から遡及して個人の役割を規定することで、秩序維持に適合する「義務」の充足を個人に課すという論理を内包している。こうした論理は、デュルケームの思想における「アノミー」という概念にも現れている。デュルケームによれば、「アノミー」とは、分業化された役割を能動的に引き受けるべき個人が、必要な「モラル」（道徳的個人主義）を内面化せず、所与の社会的役割を超えた欲求を抱えた状態を指す¹⁶。それは「有機的連帯」を構成する個人の「正常」なあり方を逸脱した「異常 (anormal)」な状態であり、矯正の対象と見なされる。デュルケームの思想に想定される個人と社会の調和的關係は、中間集団を通じてこのような「アノミー」に陥った個人に働きかけ、彼（女）らを「正常」な状態へと矯正するという操作を前提としている。この思想が、20世紀以降国民統合と産業発展という目的の下に援用されていく時、それは「義務」を引き受けるべく「社会化」されない個人の「排除」、という契機を内にはらんでいくことになる。

2 フランス福祉国家の制度化 —コルポラティズム体制と「連帯」の変質

20世紀福祉国家の形成過程は、様々な政治勢力・職業団体（共済組合、農業団体、医療団体、労働組合など）間でその都度なされた妥協と合意の過程である。ここでは、フランス福祉国家の基本構造の形成にかかわる1928-30年、1945-50年、1960-70年代という三つの立法時期を対象とし、その背後にある思想的文脈について指摘を行っておきたい。

(1) 1920-30年代

19世紀を通じた複数の社会統合モデルの対立は、第一次大戦以降、総力戦への動員と戦後復興という文脈において、社会保障の制度構想をめぐる対立へと重点を移行させる。1910年代まで社会保険の義務化に反対していた共済組合は、1923年の全国大会で義務化を承認する¹⁷。サンディカリズムも、1926-28年には、共産党系を除くCGT、CFTCが賛意を表明する。急進共和派に主導された社会保険法は、1928年法の修正を経て1930年に出産・障害・疾病・退職・死亡を含む包括的な保険として成立する。この法では加入の義務化が定められる一方、共済組合・労働組合・職域団体・宗教団体など多くの中間集団間で金庫選択の自由が承認された。

こうした動向の背後に見られたのは、中間集団と国家の関係の制度化、すなわち「コルポラティズム」体制への一定の合意であった¹⁸。1920年代に入ると、左右両派は、政府と労働組合・使用者団体の協調関係の制度化によって「社会進歩」（産業発展）と個人の「自律」（労働者の生活条件の改善）を両立させる「コルポラティズム」体制の構築を様々な模索する¹⁹。一方で、「連帯」思想を担った急進共和派は、1910年以降、一部の改革官僚と結びつき、職能代表による「産業デモクラシー」を模索する²⁰。20年代にはP・ラロック（Laroque）、A・パロディ（Parodi）、ネットルなどの改革官僚により、労使代表と官僚から成る国民経済評議会の設立による労働勢力包摂が目指された²¹。他方サンディカリズムの側は、20年代以降、労働者・技術者の産業自主管理を目的とした評議会設立を目指し、それが挫折すると、30年代には官僚による「コルポラティズム」構想に接近していく。その代表的理論家マクシム・ルロワは、1922年に『幸福な共和国へ』

という著作を発表し、次のように述べている。「今日我々は、行政的集権化のただ中であってさえ、すばらしい産業的連合、真の職業的政府の自発的な形成に立ち会っている」。「あらゆる私的・公的諸機能の間に連帯の感覚をもたらさなければならない²²」。それまでのサンディカリズムに見られた国家権力への敵対に代えて、ルロワは両者の間に「産業発展」を目的とする緊密な協力関係を構築し、「生産・消費と統治を結びつける」新しい体制を築こうとする。ここで消費が含まれているように、それは政労使協調による労働条件の改善によって労働者の購買力を強化し、彼らを「消費者」として産業体制へと組み込むことを意図したものであった。経済不況が深刻化する30年代には、ベルギーの社会主義者アンリ・ド・マンやマルセル・デアによる「ネオ・コルポラティズム」論がフランス社会党員に大きな影響を与え、その一部は人民戦線下のレオン・ブルム内閣で実践に移された²³。さらにトゥール・ド・パン (Tour de Pin) など社会カトリックは、社会主義に対抗して、家父長的家族・職域集団・国家を有機的に結合する保守的コルポラティズム構想を唱え、1932年の家族手当導入に主要な役割を果たした²⁴。

(2) 1945—50年

一般に、戦後フランス福祉国家の基本構造は、1945—46年の一連のオールドナンスと立法によって与えられたとされる。ただしその枠組みは、1930年代のコルポラティズム論に直接の起源を持つ²⁵。戦後福祉国家の形成は、ヴィシー政権崩壊を経た保守派の退潮と、労働運動の活性化を背景として、ラロック、パロディなど30年代の「コルポラティズム」論に連なる改革官僚の主導による労働勢力包摂の試みとして把握できる²⁶。

1945年に暫定政府の要望に応じて提出されたラロック・プランは、イギリスのベヴァリッジ・プランと異なり、労使代表による保険拠出と金庫自主管理（「社会的デモクラシー」と称される）を目指すものであった²⁷。社会保障は労働者の給与補填を主たる目的とし、職業的帰属と結びつけられる²⁸。それは労使から成る「職域的連帯 (solidarité professionnelle)」を基礎とし、国家による保険金庫（地域、下級）への財政補完と、最小限の公的扶助（1953年以降は「社会援助 (aide sociale)」と称される）を組み合わせることで、間接的に国民的連帯 (solidarité nationale)」の実現を図るもの

であった²⁹。その制度化の過程で、給与所得者を対象とする一般制度のほか、自営業者・農民を対象とする独立制度、特定産業労働者を対象とする特別制度が並存するなど、著しい職域的分立がもたらされた。社会保障金庫の「一元化」は、戦前からの自治を享受する職域団体や共済組合の抵抗によって徐々に放棄され、一般制度以外に複数の職域金庫が並立した。フランス福祉国家は、戦後拡張された家族手当と合わせ、家族・職域集団自治・国家の補完から成る独自のコルポラティズム体制として発展を遂げる。

(3) 1960—70年代

1960—70年代には、政府・使用者の政治的連合が強化されることで、国家の指導による社会保障の一般化と制度間の均衡・効率化が追及される一方、労使関係の実質的な制度化が進められた³⁰。1960年代は、労働組合によるストライキの頻発と、国家が前面に立つ経済統制への批判によって特徴づけられる³¹。社会学者ミシェル・クロジェは、68年5月革命の経験を踏まえた著作において、集権的官僚制、エリートの閉鎖性、個人の自発性の抑圧などを指摘し、フランス社会を「閉ざされた社会 (société bloquée)」と称した³²。60年代末から70年代にかけては、ポンピドゥー大統領によって首相に任命されたシャバン＝デルマ内閣の下で、国家の管理や指導に代わる、労使代表と国家との新しい交渉・契約関係の樹立（「進歩への契約」）、それまでイデオロギー的分裂を繰り返してきた労働組合と使用者団体との協調関係（「社会的パートナー」）の制度化が推進される³³。労働者はこの体制に組み込まれることで、所得保障（物価と連動した最低賃金 SMIC 導入）、月給制、労働時間の短縮などを獲得し、国家は疾病保険、年金保険の拡充によって、この体制に万人を包摂していった。

戦後体制に想定される個人とは、国家の公教育によって「社会化」され、長期雇用の下で個別の職能を充足し、代表の選出を通じて金庫の自主管理に能動的に参与する「労働する個人」であり、家族を扶養する責任を担う家父長である。こうした国家—労働—家族関係に包摂されない個人は、「社会保障」の対象と見なされず、例外的な「社会援助」によって把握され、最低限の生存維持を保障されるにすぎない³⁴。思想的に見れば、この体制は、国家と職域団体の協調を想定する「連帯」の思想と、家族を重視する保守主義との妥協であり、それらを戦後復興と産業発展へと援用したもの

である。個人の「自律」の内実は、当初「連帯」の思想に想定された「人間性」の発展から、産業社会に適合する条件、すなわち所得拡大、労働条件改善、雇用保障へと読み替えられる。個人は、教育・就労や市民的生活習慣の内面化という「義務」の充足によって、対応する「社会権」を付与される存在とみなされる。

3 フランス福祉国家の危機

—「排除」の顕在化と「連帯」の再生論

1974年に就任するジスカール＝デスタン大統領下のフランスでは、福祉国家が成熟に至る一方で、「栄光の30年 (Trente Glorieuses)」と呼ばれる経済成長の終焉とともに「福祉国家の危機」が顕在化する。

一般に「危機」の背景として、経済の停滞、社会保障の一般化にともなう社会支出の増大、産業構造の変化、家族の多様化と高齢化の進展などが指摘される³⁵。しかし、こうした変化にともなう財政構造の悪化のみが問題であったわけではない。その背後に見られたのは、従来の「連帯」の秩序に包摂されない「排除された人々 (Exclus)」の顕在化であり、福祉国家の「正統性」の危機であった³⁶。

1970年代の福祉国家批判を担ったのは、主に行政官や経済学者であった。彼らは従来の福祉国家の非効率性を指摘し、そのパフォーマンスの効率性(システム統合)強化による「排除」への対応を主張する。1974年に現れる二つの代表的な福祉国家批判—ルネ・ルノワール『排除された人々』、ストレル『豊かな国における貧困の克服』—は、経済的繁栄と福祉国家の成熟のただ中において、そこに包摂されない「社会的不適応者」が大量に存在することを指摘した³⁷。ルノワールによれば、心身障害者を除く「社会的不適応者」は、フランスの全人口の約十分の一に達する。ここで「不適応」とは、遺児、暴力や犯罪に染まる若者、学校教育からの離脱者、アルコール・薬物中毒者、移民など、様々な不遇な条件下に生きる個人を一括するカテゴリーである。彼はその原因を、経済的困窮のみならず、従来の「社会化」のメカニズムの中に見出す。不安定な家族、画一的な学校教育は、「一定数の子供や青年の不適応の要因となっている」。重い負担と給付の対応から成る「社会保障体系の発展は、それ自体 [排除の] 予防に反する役割を果たしてきた³⁸」。家族・学校・社会保障は、人々の「社会化」を引き

受ける措置であるにもかかわらず、一定層の「不適応」を生み出す要因ともなっている。ルノワールは、ソーシャル・ワーカーを強化し、貧困地域のコミュニティを支援することで、単なる給付ではなく「排除」の予防に重点を移すことを主張する。実際1970年代後半には、ソーシャル・ワーカーの専門化・拡充、低所得者層への住宅供給など、社会的不適応者を「統合 (intégration)」するための様々な施策が進められた。

しかし、こうした「統合」政策は、80年代には限界に直面する。若年失業の一般化、失業の長期化、雇用の不安定化、不正規雇用の増大などにもなって、「排除」は特定階層の「不適応」の問題から、現代社会に広がる「不安定」な状況一般を指す概念となる³⁹。社会学者のポーガムによれば、「排除」とは、特定階層や周縁の問題ではなく、現代社会に生きる個人が、脆弱化した社会的紐帯の下で、常にそこから脱離し貧窮に陥るというプロセスに脅かされている状況を指す⁴⁰。この時期以降、「排除」を問題化したのは、カトリック系、住居援助、食糧援助、フェミニズムなどの多様なNGO、アソシエーション団体であった⁴¹。これらの勢力は、社会支出削減の圧力に抗して既存の社会権の防衛を図る左派・労働組合勢力と異なり、〈社会統合〉の機能不全という観点から福祉国家批判を展開する。1987年にウレザンスキー神父が社会経済評議会に提出した著名な報告書では、経済的貧窮の背景にある社会的紐帯の弱体化—学校教育からの脱離、職業訓練の不在、職業的不安定、住居の悪化、家族的不安定などが指摘され、それらが人間の「基本的権利」の侵害であると主張された⁴²。80年代には「新しい貧困 (nouvelle pauvreté)」「不安定 (précarité)」を主題とした数多くのパンフレットや報告書が現れ、その一部は実際の立法に影響を与えた(例えば1988年のRMI 参入最低所得)。

1970年代の「統合」政策が、ソーシャル・ワーカーや教育・司法権力を通じて、不適応者を既存の「連帯」秩序へと適応させることを意図したものであったとすれば、1980年以降の「排除」論は、国家—労働—家族という従来の画一的な「社会化」装置が機能せず、その外部に「排除された人々」が恒常的に生み出されている状況を問題化する。前者が制度の改変や不適応者への働きかけ強化による福祉国家のパフォーマンス向上を目的とするのに対し、後者は、従来の福祉国家の構造が、多様な生活・就労スタイルを持つ個人への統合機能を果たせず、社会的「義務」を引き受けられ

ない個人を恒久的に生み出す要因へと転化していることを指摘する。80年以降の「連帯」の再生論は、この二つの議論がせめぎ合う中で展開される。以下ではこの時期の福祉国家再編過程について瞥見した後、その動向に批判的立場を採りつつ、相互に対立する「連帯」の再生論を唱えているロザンヴァロン、カステル、ドンズロの議論を整理し、現在の問題状況を探る。

(1) 保険と連帯の区別

1980年以降の福祉国家改革は、社会支出抑制を目指す政府・使用者の主導の下、90年以降は一部労組 (CFDT) との協力によって進められた⁴³。それは社会保障法の代表的研究者デュペイラーの要約に従って、「保険 (assurance) と連帯 (solidarité) の区別」と称することができる⁴⁴。戦後フランス福祉国家は、「職域的連帯」に基づく保険の拡張によって社会保障の一般化を成し遂げようとしてきた。80年以降は、保険と区別される「国民的連帯」に基づく社会的ミニマム (公的扶助) の拡張によって、従来の「連帯」秩序から逃れた個人を救済するという方向が選択されている。1980年代には特別連帯手当 (ASS)、参入手当 (AI)、参入最低所得 (RMI) などが導入された⁴⁵。公的扶助の拡大と並行して、保険拠出に代替する租税化 (fiscalisation) と財源の国家管理が進められている。1991年に導入された社会保障一般税 (CSG) は1998年に7.5%に達し、1996年には社会保障債務償還目的税 (CRDS)、社会保障財政法による金庫管理の一元化が定められた。

以上の政策転換は、保険給付の抑制・削減を容易にする一方、従来の「職域的連帯」から脱落した層への最低限の公的扶助を拡張することを意図している。それは保険に依拠する層と公的扶助に依存する層との「二重化 (dualisation)」を促進させることで、従来の「連帯」原理の根本的な変容をもたらしている。以下に採り上げる三人の論者は、こうした動向に批判的な立場を採りながら、「参入 (insertion)」を鍵概念として「連帯」の再生を模索する代表的論者である。

(2) 連帯の義務の拡張

第一は、「連帯」の義務の側面を強調する立場である。ロザンヴァロンに代表されるこの議論は、リベラルな「参入」論と位置づけられる。彼によれば、長期失業や雇用の不安定による「リスク」の多様化、高齢化や医療

の発達による「リスク」の個人化などによって、もはや均等な「リスク」配分に立脚する旧来の「連帯」は妥当性を喪失した⁴⁶。彼は、個々人がそれぞれの条件の下で自発的に公権力・企業と「契約」を結び、自らの「社会的有用性」を示し、社会に「参入」という活動を支援するような「能動的福祉国家 (Etat-active providence)」への転換を唱える⁴⁷。「能動的福祉国家」の役割は、所得補填や扶助ではなく、職業訓練の提供、公私企業や第三セクターへの就労機会の拡張、就労と給付の結合によって、個人に均等な「参入」機会 (équité) を提供し、個人を「義務」を引き受ける能動的な契約主体へと再構成することにある。

ロザンヴァロンが明示的にアメリカのワークフェア論を参照しているしており、彼の議論は、アングロ・サクソン型の福祉国家モデルを採り入れることで、「連帯」と就労義務とを緊密に結合し、福祉国家のパフォーマンス (システム統合) 強化と (社会統合) の両立を図ろうとしたものと位置づけられる⁴⁸。それは「連帯」原理の義務の側面を強調し、「リスク」の個人化を奨励するという点で、従来の原理の大幅な修正を含意している。こうした議論がフランスにどの程度受け入れられるかは明らかではない⁴⁹。さらに周縁化された個人と公権力との「契約」という論理が、両者の非対称性を覆い隠し⁵⁰、「義務」を担えない個人の排除を深刻化させる可能性もはらんでいる。

(3) 連帯の権利の拡張

第二は、「連帯」の権利の側面を拡張し、公権力による「参入」の拡大を図ろうとする議論である。カステルによれば、従来の給与所得者を対象とした福祉国家のあり方 (レギュレーション学派のM・アグリエッタに倣って「勤労者社会 (société salariale)」と称される) は、その外部に労働から疎外された「社会的不要者」を生み出した。これらの人々は、単なる経済的困窮者であるだけでなく、基本的権利を剥奪され、社会的アイデンティティを喪失した存在となっている⁵¹。「排除」への対応は、第三セクターを通じた労働市場への包摂や、地域ごとのアソシエーションを通じた包摂だけでは十分ではない。「社会的保護の存在しないところに社会的結合は存在しない⁵²」。具体的な対案は不明確であるものの、彼の議論は、特定の職能を担うことで社会関係に包摂され権利を保障されるという従来の「連帯」

のあり方に代えて、「市民」という属性に対応する普遍的権利の保障を行ったうえで、労働への「参入」を図ろうとするものと位置づけられる⁵³。より権利の側面を強調するのが、ボルジェト、ヴァン・パリジスなど左派の論者の主張する「市民所得 (revenu de citoyen)」「普遍給付 (allocation universelle)」である⁵⁴。彼らは、従来の「連帯」や平等に代わる機会均等 (équité) 論が、いずれも普遍的な権利保障につながらないことを批判し、「友愛」の理念に基づいて、万人に対し生活に十分な無条件の所得保障を行うことを提案する⁵⁵。

彼らの議論は、従来の「連帯」原理の限界を踏まえ、フランス共和主義のもう一つの伝統である「友愛」の再生を唱えることで、実質的には公権力による社会権の普遍化を図ろうとするものである。こうした提案は、フランスでは革命期から19世紀にかけて繰り返しなされてきた批判——国家介入の範囲をいかなる原理によって制約するのか、法に基づく権利保障と「モラル」に基づく自発的相互扶助との境界をどう設定するのか、という問題——を惹起し、「連帯」以前の思想対立を再びもたらす可能性が高い。

(4) 地域的連帯論

最後にジャック・ドンズロは、地域コミュニティ (ville) に立脚した「参入」政策を唱える。ドンズロによれば、デュルケームの「有機的連帯」論に代表される職業的専門化に基づく相互依存は、経済的不安定の増大によって統合機能を失っている。それに代えて、地域の実情に即した「新しい共同体主義」が必要である⁵⁶。従来の教育・警察・司法権力による「統合」政策が失敗したことを受け、ドンズロは、地域ごとに NGO、非営利団体、地方公共団体間の「コミュニケーション」を活性化させ、「参入」計画 (projet) を下から積み上げ、地域コミュニティが国家と「契約」を結ぶことで財政援助を受け、その実践主体となるというあり方を提案する⁵⁷。1991年には自ら都市省 (ministre de Ville) 評価委員会に参画し、地域コミュニティ政策の実践に関わっていく。

これまでのところ、彼の唱える参入政策は、十分な成果を挙げていない。非営利団体やアソシエーションは「参入」を可能にするだけの資源や能力を保障されず、期待された役割を果たせなかった⁵⁸。ドンズロ自身、地域コミュニティ政策は、政府の責任に代わってアソシエーションや個人の自

発性を強調するにとどまり、実際には排除を深刻化させたと振り返っている⁵⁹。ドンズロの議論は、従来の「コルポラティズム」体制から逃れた人々の「参入」を促進するために、地域コミュニティに立脚し、様々なアソシエーション、私企業と地方公共団体の協力関係を築こうとするものであった。ただしこの政策が、国家の社会支出削減や地域の大規模開発という論理と結びついて進められるならば、排除された人びとへの新たな抑圧へと容易に転化することが、フランスの経験によって示されている。

4 おわりに

戦後フランス福祉国家の理念的基礎である「連帯」は、フランス革命の経験からもたらされた。それは伝統集団から解放された自律的「個人から成る社会 (société des individus)」の実現を、集権的国家に委ねるのではなく、諸個人の相互義務・権利関係に基づく中間集団の積み上げによってもたらそうとする理念である。戦後フランス福祉国家は、1920-30年代のコルポラティズム論を引き継ぎ、労使から成る職域集団の自治を官僚が活用することで形成された。個人は家族—職域集団—国家という「社会化」装置の下で一定の扶養・就労・教育義務を充足し、それに対応する権利を付与される存在とみなされた。こうした秩序は、1970年代以降、そこに包摂されない多様な個人を抱え込み、正統性を問い直されている。

1980年以降の福祉国家再編過程と「連帯」の再生論で問われている論点は、以下の三つに整理できる。第一は、個人の権利・義務関係の問い直しである。家族—職域集団—国家の下に帰属することで義務を充足すると想定される画一的な個人像は、(エスニック集団を含めた)多様な生活・就労スタイルの下にある個人との乖離を拡大させている。それへの対応は、受動的な権利保障にとどまらず、個人を能動的な社会との契約主体として再構成し、契約目的そのものの選別を行う権能を授与することに見出されている。ただしその機能が、最低所得なのか、就労能力なのか、社会生活への参与能力なのかについて、未だ合意はない。

第二に、「社会化」の回路を多様化するための中間集団の再編が問われている。従来のコルポラティズムと80年代以降活性化するアソシエーションとの関係を問うだけでなく、アソシエーションの活用を、福祉国家のパフォーマンスの効率化という〈システム統合〉の論理の上に従属させず、〈社

会統合)の論理の上に基礎づけるために、二つの論理の整序が必要である60。

第三は、代表制の再構築と新たな政治主体の形成である。戦後フランスでは、改革官僚の主導によって福祉国家が形成され、労働勢力は優越的地位を保障されることでく上から)そこに組み込まれた。戦後政治では左右両派が既存の福祉国家の枠内で利益配分を争うこととなり、その外部から提起された「正統性」問題に対応する回路が発達しなかった。今日に至るまで、福祉国家改革が日程にのぼるたびに、街頭での示威行動や暴動が繰り返されることはその現れである。福祉国家再編が「正当性」の回復を伴うためには、従来の左右勢力の外部にある多様な社会的アクターを政治的に代表しうる回路をどう再構築するのかが問われていかなければならない。

- (1) 保守主義を強調するものとして、Paul V. Dutton, *Origines of the French Welfare State: the struggle for Social Reform in France, 1914-1947*, Paris, Cambridge University Press, 2002; エスピン・アンデルセン (岡沢憲美・宮本太郎監訳) 『福祉資本主義の三つの世界—比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房, 2000年, 59頁など。自由主義を強調するものとして、Janet R. Horne, *A Social Laboratory for Modern France: the Musée Social and the Rise of the Welfare State*, Durham and London, Duke University Press, 2002 など。労働運動の影響を強調する研究として、Maurice Parodi et al., *La question sociale en France depuis 1945*, Paris, Armand Colin, 2000 など。保守主義と労働運動の妥協ととらえる研究として、Henri Hatzfeld, *Du paupérisme à la sécurité sociale, 1850-1940: essai sur les origines de la Sécurité Sociale en France*, Nancy, PUF, 1989
- (2) Bruno Palier, *Gouverner la sécurité sociale: les réformes du système français de protection sociale depuis 1945*, Paris, PUF, 2001, p. 103.
- (3) こうした理解は、近年の研究に一般的である。Francois Ewald, *L'Etat providence*, Paris, Grasset, 1986, p. 349 et s.; Jacques Donzelot, *L'invention du social: essai sur le déclin des passions politiques*, Paris, Seuil, 1994, p. 121 et s.; Pierre Rosanvallon, *L'État en France: de 1789 à nos jours*, Paris, Seuil, 1990, p. 173; Pierre Rosanvallon, *La nouvelle question sociale: repenser l'Etat-providence*, Paris, Seuil, 1995, p. 24 et s. (北垣徹訳『連帯の新たな哲学—福祉国家再考』勁草書房, 2006年, 19頁以下); Robert Castel, *Les métamorphoses de la question sociale: une chronique du salariat*, Paris, Gallimard, 1995, p. 445 et s.

- (4) フランス革命期から19世紀の福祉国家形成前史に関しては田中拓道『貧困と共和国—社会的連帯の誕生』(人文書院, 2006年)を参照されたい。また20世紀以降の展開を「社会契約」の論理の変遷を軸に素描した拙稿「『社会契約』の再構成—社会的排除とフランス福祉国家の再編」(『社会政策学会誌』16号, 2006年, 77-90頁)は、本稿と一部重複があることをお断りしておきたい。
- (5) Emile Durkheim, *De la division du travail social*, 5^e éd., Paris, PUF, 1998, p. IV (田原音和訳『社会分業論』青木書店, 1971年, 3頁)。
- (6) Léon Bourgeois, «L'idée de solidarité et ses conséquences sociales», dans *Essai d'une philosophie de la solidarité*, Paris, 1907, p. 48, p. 11.
- (7) *Ibid.*, p. 44.
- (8) Léon Bourgeois, *Solidarité*, (1^e éd., 1896), Paris, Presses Universitaires du Septentrion, 1998, pp. 47-48.
- (9) Léon Bourgeois, *Les applications de la solidarité sociale*, Paris, 1901, p. 9.
- (10) Durkheim, *De la division du travail social*, *op. cit.*, p. 6 (邦訳, 45頁)。
- (11) Léon Bourgeois, *La mutualité et la lutte contre la tuberculose, conférence faite au Musée social, le 6 Novembre 1905*, Paris, 1906, p. 43.
- (12) Emile Durkheim, *Le suicide : étude de sociologie*, Paris, PUF, 1930 (1^e éd. 1897), p. 436 et s (宮島喬訳『自殺論』中公文庫, 1985年, 487頁)。
- (13) Emile Durkheim, *Leçon de sociologie*, Paris, PUF, 1950, p. 77 (宮島喬訳『社会学講義』みすず書房, 1974年, 74頁)。職能代表制に基づくデモクラシー論について, Durkheim, *op. cit.*, p. 122 (邦訳126頁)。
- (14) Henri Hatzfeld, *Du paupérisme à la sécurité sociale, op. cit.*, pp. 229.
- (15) Ex. Emile Cheysson, *La solidarité sociale, extrait de l'économiste français, le 4 juillet 1903*, pp. 7-9.
- (16) Durkheim, *Le suicide, op. cit.*, p. 283 (邦訳, 313頁)。
- (17) Armand Salmon, *La mutualité et les assurances sociales*, Paris, 1926, p. 16.
- (18) こうした動向に関して次の邦語論文に優れた考察がある。阪上孝「計画の観念とテクノクラートの形成」河野健二編『ヨーロッパ—1930年代』岩波書店, 1980年; 廣田功「戦間期フランス労働運動とディリジズム」遠藤編『国家と経済 フランス・ディリジズムの研究』東京大学出版会, 1982年; 廣田功「1930年代フランスの雇用主と経済社会の組織化—コルポラティズムとの関連を中心に」権上康男ほか編『20世紀資本主義の生成—自由と組織化』東京大学出版会, 1996年。
- (19) Jean-Pierre Le Crom, «L'entre-deux-Guerres : un pré-corporatisme ?», dans S. L. Kaplan et al. ed., *La France, malade du corporatisme ? 18^e-19^e siècles*, Paris, Belin, 2004, p. 384.

- (20) Gilles Pollet, «La régulation au confluent des coalitions sociales et politiques : l'exemple de la structuration de l'Etat social français (1850-1950)», *Maison des Sciences de l'Homme, Les métamorphoses de la régulation politique*, Paris, Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1998, p. 342.
- (21) Francois-Xavier et al., *L'Etat social : une perspective internationale*, Paris, Armand Colin, 2005, p. 90. 政権に携わった社会主義者アルベール・トマは、すでに1910年代半ばに集中化・国有化・集権化による「組織化された経済」を主張していた (Madeleine Rébérioux, Patric Fridenson, «Albert Thomas, pivot du réformisme français», *Le mouvement social*, n. 87, avril-juin 1974, pp. 85-97)。
- (22) Maxime Leroy, *Vers une république heureuse*, Paris, 1922, p. 13, p. 7.
- (23) アンリ・ド・マンは高度資本主義に相応しい産業体制として、階級利害に基づく労働組合に代わり、職業団体と国家との協力によるコルポラティズム体制の樹立を主張する (Henri de Man, *Corporatisme et socialisme*, 1935, p. 18)。マルセル・デアは、「国家を労働組合に組み込んだ」新しい産業体制の形成を主張する (Marcel Déat, *Perspectives socialistes*, Paris, 1930, p. 236)。なおここでの「ネオ・コルポラティズム」は、1970年代にP・シユミッターなどによって唱えられたネオ・コーポラティズム論とは異質な概念である。
- (24) Isabel Boussard, «Les corporatistes français du premier vigtième siècle : leurs doctrines, leurs jugements», *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, vol. 40, t. 4, octobre-novembre 1993, p. 648.
- (25) F.-X. Merrien, «Etat-providence : l'empreinte des origines», *Revue française des affaires sociales*, n. 3, juillet-septembre 1990, p. 53. ロザンヴァロンによれば、1945-46年法は戦前の体制の「諸原理に対して何ら根本的な変化を示していない」 (Rosanvallon, *L'État en France, op. cit.*, p. 186)。
- (26) Bruno Palier, *Gouverner la securite socialé : les réformes du système français de protection sociale depuis 1945*, Paris, PUF, 2001, pp. 73-74.
- (27) ラロック・プランはベヴァリッジの直接の影響を受けて作成されたものではない。Nicole Kerschman, «L'influence du rapport Beveridge sur le plan français de sécurité sociale de 1945», *Revue française de science politique*, vol. 45, no. 4, aout 1995, p. 572. ラロックによれば、当事者の自主管理は、労働者の責任感を惹起し、新制度への協力を容易にするという意図をもって唱えられた。Pierre Laroque, *Au service de l'homme et du droit, souvenir et réflexions*, Paris, Association pour l'étude et l'histoire de la Sécurité sociale, 1993, p. 119.
- (28) Pierre Laroque, «Le plan français de Sécurité sociale», *Revue française*

du travail, no. 1, 1946, p. 11.

- (29) 「社会保障の設立」を定めた1945年11月4日のオルドナンスや社会保障法111条1項では、「社会保障の組織化は国民的連帯の原則に基づく」とされる。
- (30) この時期のコーポラティズムの制度化について以下を参照。François Sellier, *La confrontation sociale en France, 1936-1981*, Paris, PUF, 1984, p. 219 et s.
- (31) Henry Rousso dir., *La planification en crises (1965-1985)*, Paris, Centre National de la Recherche Scientifique, 1987, p. 10.
- (32) Michel Crozier, *La société bloquée*, Paris, Seuil, 1970 (景山喜一訳『閉ざされた社会—現代フランス病の考察』日本経済新聞社, 1981年)。
- (33) シャバン=デルマ内閣の「新しい社会」プランとその帰結について以下を参照。Serge Berstein, Jean-Pierre Rioux, *La France de l'expansion*, t. 2. *L'apogée Pompidou, 1964-1974*, Paris, Seuil, 1995, pp. 51-68. 労働組合の国家への不信によって、この時期の政労使協調体制が十分機能しなかったことにより、70年代後半以降、労働組合を排除した政府・使用者連合による福祉国家再編が本格的に進展する。
- (34) ピエール・ラロックは1934年に次のように述べている。「扶助は受給者に努力の習慣を失わせ、彼らを貧困の中に滞留させ、社会階層を上昇するあらゆる希望を彼らから奪い去ることによって、知的・道徳的に品性を貶める」(Pierre Laroque, «Politique sociale», *L'Homme nouveau*, janvier 1934, cité par Palier, *Gouverner la sécurité sociale*, op. cit., pp. 67-68)。フランスの社会保護における扶助の占める位置の小ささについて次も参照。Robert Castel, Jean-François Laé dir., *Le revenu minimum d'insertion : une dette sociale*, Paris, Harmattan, 1992, p. 11-12.
- (35) Patrice Bourdelais et al., *Etat-providence : arguments pour une réforme*, Paris, Gallimard, 1996.
- (36) Pierre Rosanvallon, *La crise de l'État-providence*, nouvelle éd., Paris, Seuil, 1992, p. 18.
- (37) René Lenoir, *Les exclus : un Français sur dix*, Paris, Seuil, 1974 ; Lionel Stoléru, *Vaincre la pauvreté dans les pays riches*, Paris, Flammarion, 1974.
- (38) Lenoir, *Les exclus*, op. cit., p. 24, p. 117.
- (39) 「排除」概念を検討する著作は数多い。代表例として、次註のポーガムの編著のほか、Jacques Dolzelot, *Face à l'exclusion : le modèle français*, Paris, Editions Esprit, 1991 ; Alban Goguel d'Allondans, *L'exclusion sociale : les métamorphoses d'un concept (1960-2000)*, Paris, Harmattan, 2003 など。邦語文献として、都留民子『フランスの貧困と社会保護—参入最低限所得 (RMI) へ

- の途とその経験』法律文化社、2000年。
- (40) Serge Paugam dir., *L'exclusion : l'état des savoirs*, Paris, Editions la Découverte, 1996, p. 16.
- (41) ATD-Quart Monde, Restaurants du coeur, Droit au logement など。Cf. Paugam, *La société française et ses pauvres*, op. cit., p. 66 et s ; Nathalie Hanet-Kania, «L'Etat et les associations humanitaires en France», Paugam dir., *L'exclusion : l'état des savoirs*, op. cit., pp. 438-448. ただしこれらの運動の中でも移民問題は近年まで大きく採り上げられてこなかった。
- (42) Conseil économique et social, *Rapport de Wrésinski : Grande pauvreté et précarité économique et sociale*, Journal Officiel, 1987, p. 96. ウレザンスキーは次のように言う。「国民的連帯」に基づき、「社会的排除への戦いを国家の最優先事項と見なさ」なければならない (*ibid.*, p. 9)。
- (43) Parlier, *Gouverner la sécurité sociale*, op. cit., p. 222.
- (44) Jean-Jacques Dupeyroux et al., *Droit de la sécurité sociale*, 14^e éd., Paris, Dalloz, 2001, p. 76. その他以下を参照。Olivier Mongin, «Le nouveau partage des rôles entre l'assurance et la solidarité : représentation collective des chômeurs, associations et travailleurs sociaux», *Esprit*, mars-avril 1998.
- (45) 参入最低所得の位置づけは、右派と左派で全く異なる。これを公的扶助の一種と捉えるものとして、Bruno Jobert dir., *Le tournant néo-libéral en Europe : idées et recettes dans les pratiques gouvernementales*, Paris, Harmattan, 1994, pp. 76-78. 「新しい社会権」と捉える議論として、Michel Laroque, «Le revenu minimum d'insertion, droit révolutionnaire et prestation sociale d'un nouveau type», *Droit social*, no. 7-8, juillet-août 1989, pp. 597-600.
- (46) Rosanvallon, *La nouvelle question sociale*, op. cit., p. 27 et s. (邦訳, 23頁以下)
- (47) *Ibid.*, pp. 178-179, p. 211 et s. (邦訳, 186-188頁, 221頁以下)
- (48) それは、彼が福祉国家を近代の自由主義的「保護国家 (Etat-protecteur)」の延長上に位置づけていることに対応している。Pierre Rosanvallon, *La crise de l'État-providence*, op. cit., p. 20.
- (49) Jean-Claude Barbier, Bruno Théret, *Le nouveau système français de protection sociale*, Paris, Découverte, 2004, p. 24.
- (50) 例えば、Robert Castel, *L'insécurité sociale : qu'est-ce qu'être protégé ?*, Paris, Seuil, 2003, p. 78.
- (51) Castel, *Les métamorphoses de la question sociale*, op. cit., p. 623.
- (52) *Ibid.*, p. 769.
- (53) Castel, *L'insécurité sociale*, op. cit., pp. 76-79. カステルが参照するアグリエッタも、「排除」の顕在化による「勤労者社会」の危機に対して、職業

的カテゴリーに基づく「連帯」から「普遍的市民権に基づく連帯」への転換を唱え、具体的には最低所得保障の導入を主張している（ミシェル・アグリエッタ（若森章孝ほか訳）『資本主義のレギュレーション理論—政治経済学の革新—』大村書店、2000年、51頁）。

- (54) P. Van Parijs, *Sauver la solidarité*, Edition du Cerf, 1995.
- (55) 「連帯」に代えて「友愛」に訴える例として、Michel Borgetto, *La notion de fraternité en droit public français : le passé, le présent et l'avenir de la solidarité*, Paris, Librairie Générale de Droit et de Jurisprudence, 1993, p. 591.
- (56) Jacques Donzelot, «L'avenir du social», *Esprit*, Mars 1996, p. 72, p. 77.
- (57) Jacques Donzelot, *Faire société : la politique de la ville aux Etat-Unis et en France*, Paris, Seuil, 2003, p. 203.
- (58) Jesper Visti Hansen, «Politique de la ville au Danemark et en France», MIRE, *Comparer les systèmes de protection sociale en Europe du Nord et en France*, v. 4, *rencontres de Copenhague*, Paris, 1999, p. 605.
- (59) Entretien avec Jacques Donzelot, «Les nouvelles inégalités et la fragmentation territoriale», *Esprit*, novembre 2003, p. 138.
- (60) 例えば、参入最低所得を定めた1988年12月1日法第1条では、この法の目的として「社会参入」と「職業的参入」の二つが挙げられている。これは本稿で述べた〈社会統合〉と〈システム統合〉の区別に対応する。この点に関して、田中拓道『「社会契約」の再構成—社会的排除とフランス福祉国家の再編』前掲書、83頁以下も参照。